

岩倉市農業振興事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市域の農業振興を図るため、市内の農業者等が行う農業振興事業（以下「助成事業」という。）の実施に要する経費に対して助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成事業の対象者は、市内の農業者若しくは新規農業参入者又は農業者等で組織する団体等とする。

(助成事業の対象及び交付率)

第3条 助成事業は、別表に掲げる事業とし、当該事業の実施に必要な経費のうち、助成金の交付対象として市長が認める経費について予算の範囲内で助成金を交付する。

2 事業区分、助成事業及び単年度の助成金額は別表のとおりとする。ただし、同一事業が複数年に及ぶ場合にあつては、3年を限度として継続して助成の申請をすることができるものとする。

(岩倉市農業振興事業助成金審査会)

第4条 岩倉市農業振興事業助成金審査会条例（平成26年岩倉市条例第15号）に規定する岩倉市農業振興事業助成金審査会（以下「審査会」という。）において、助成事業の決定に関する必要な事項を審議する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市農業振興事業助成金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、助成金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、助成の可否の決定に当たっては、審査会の意見を聴くものとし、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。ただし、審査会があらかじめ認めたものは、審査会の意見の聴取を省略することができる。

2 市長は、前項の場合において必要に応じ申請の内容を変更し、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

3 前2項の規定は、第9条に規定する事業実施計画の変更承認申請について準用する。

(決定の通知)

第7条 市長は、助成金の交付を決定したときは、その決定の内容を岩倉市農業振興事業助成金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の通知を受領した者（以下「事業者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画変更の承認）

第9条 事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業計画の変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付決定の内容に変更をきたさない次に定める変更については、この限りでない。

（1）経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、助成目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。

（2）助成目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

（3）助成目的を損なわない事業計画の細部の変更

（事業遅延の報告）

第10条 事業者は、助成事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（関係種類の整備）

第11条 事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。

（状況報告等）

第12条 市長は、事業者から助成事業の遂行の状況に関し必要な報告を求め、及び関係帳簿等の検査をすることができる。

（実績報告）

第13条 事業者は、助成事業が完了したときは、岩倉市農業振興事業助成金実績報告書（様式第4）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、助成事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（助成金の交付）

第14条 助成金は、事業完了後に交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を前金払・概算払請求書（様式第5）により前金払又は概算払で交付することができる。

（助成金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、事業者が助成金を他の用途へ使用し、又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分違反

したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 16 条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に当該事業に係る助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 17 条 事業者は、助成事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 事業者が前項本文の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 事業者は、助成事業により取得した財産で処分制限期限を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	助成事業	助成金額
農作物等振興事業	ブランド野菜等の振興や地産地消の推進など、農作物の消費拡大や振興に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
農業経営等支援事業	オペレータの育成や新規就農者の育成、農業機械の整備など、地域農業者の経営の安定に寄与するものであること。 ただし、オペレータとして愛知北農業協同組合の委託を受ける者又は認定農業者等の認定者若しくは認定を受けようとする者であること。	事業費の3分の1以内 ただし、100万円を上限とする。
遊休農地等活用推進事業	農業体験農園やふれあい農園等の整備など、遊休農地の活用に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、1,000円/10㎡を上限とする。
都市景観農業振興事業	景観作物の栽培など、都市景観農業の向上に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
交流事業	農業者と消費者との交流や、農業振興に資するイベントなど、農業に対する理解促進に寄与するものであること	事業費の3分の1以内 ただし、団体のみで、50万円を上限とする。
その他の事業	その他、農業振興に寄与するもので、審査会の意見等に基づき、市長が特に必要と認める事業	事業費の2分の1以内 ただし、30万円を上限とする。

備考 助成金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

岩倉市農業振興事業助成金交付申請書

岩倉市長

殿

住 所

団体名

代表者氏名

電話番号

年度において、下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、岩倉市農業振興事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、助成金を交付してください。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 助成金申請額

「添付書類」

- (1) 事業計画書（別紙様式）
- (2) 収支予算書（別紙様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(別紙様式)

農業振興事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業効果

4 事業着手予定年月日
年 月 日

5 事業完了予定年月日
年 月 日

(別紙様式)

収 支 予 算 書

収入

項 目	金 額 (円)	積 算 の 内 訳
自主財源		
助成金		
その他		
合 計		

支出

項 目	金 額 (円)	積 算 の 内 訳
助成対象経費		
	小 計	
対象外経費		
	小 計	
合 計		

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市農業振興事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、岩倉市農業振興事業助成金交付要綱に基づき、下記のとおり交付決定します。

記

1 事業名

2 助成金交付金額 金 _____ 円

3 留意事項

様式第3（第9条関係）

年 月 日

事業計画の変更承認申請書

岩倉市長

殿

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
事業について、下記のとおり計画を変更したいので、岩倉市
農業振興事業助成金交付要綱第9条の規定に基づき承認されたく申請します。

（また、交付決定のあった助成金 円を 円に変更してくださる
よう併せて申請します。）

なお、その他については助成金交付申請書記載のとおりです。

記

1 事業変更の理由

2 計画変更の内容

3 変更の事業計画書

（注）変更事項ごとに助成金交付申請書の様式によって変更前と変更後の内容が
対比できるように作成すること。

様式第4（第13条関係）

年 月 日

岩倉市農業振興事業助成金実績報告書

岩倉市長

殿

住 所

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記事業については、別紙実績書のとおり実施したので、岩倉市農業振興事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき報告します。

記

事 業 名

事業

「添付書類」

- 1 事業実績書（別紙様式）
- 2 収支精算書（別紙様式）
- 3 その他市長が必要と認める書類

(別紙様式)

農業振興事業助成金実績報告書

1 事業の結果

2 事業の内容

3 事業の効果

4 事業完了年月日

年 月 日

(別紙様式)

収 支 決 算 書

収入

項 目	金 額 (円)	積 算 の 内 訳
自主財源		
助成金		
その他		
合 計		

支出

項 目	金 額 (円)	積 算 の 内 訳
助 成 対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

様式第5（第14条関係）

前 金 払
 請 求 書
概 算 払

年 月 日

岩倉市長

殿

住 所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました助
成事業について、交付決定金額の内、前金（概算）払により、金 円 の
支払を受けたいので、請求します。

記

事 業 名

事業